

軽自動車税の免除対象となる障がいの一覧表

障がいの区分		障がいの級別	
		身体障がい者本人運転の場合	同一生計者運転の場合または 常時介護者の運転の場合
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	1級～4級
	聴覚障害	2級および3級	2級および3級
	平衡機能障害	3級	3級
	音声機能障害	3級	—
	上肢不自由	1級および2級	1級および2級
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級
	体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級および2級	1級および2級
		移動機能 1級～6級	1級～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは 直腸機能障害	1級および3級	1級および3級
戦傷病者手帳	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
	視覚障害	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
	聴覚障害	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
	平衡機能障害	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
	音声機能障害	特別項症から第2項症	—
	上肢不自由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
	下肢不自由	特別項症から第6項症および 第1款症から第3款症	特別項症から第3項症
	体幹不自由	特別項症から第6項症および 第1款症から第3款症	特別項症から第4項症
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう または直腸機能障害	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
療育手帳		A1, A2	
精神障害者保健福祉手帳		1級(精神保健および精神障害者福祉に関する 法律による通院医療費の公費負担を 受けている方に限ります)	



身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のために使用する軽自動車等で、下記の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税が全額免除されます。

なお免除を受けられるのは、障がいのある方1人につき1台に限りです。

(オートバイ、軽自動車もしくは普通乗用車のいずれか)

※障がいの程度によって対象とならない場合がありますので、次ページの「一覧表にて」確認ください。

所有者	運転者	使用目的
本人	本人	特に問わない
	生計を同一にする者	身体障がい者等の通院、通学、通園、通所、帰省および生業等のためにもっぱら使用するもの
	※常時介護者	
生計を同一にする者	本人	
	生計を同一にする者	
	※常時介護者	

市税だより

No.33

平成26年5月

軽自動車税の免除申請期間

日 5月7日(水)～26日(月)

所 市民税課窓口(市役所2階)

問 市民税課 ☎876-1234
(内線2211・2212)

免除申請に必要な書類

1 障がい者本人が運転する場合

- ① 障がい確認できる手帳
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ② 運転者の自動車運転免許証の写し
- ③ 自動車検査証の写し
- ④ 申請人の認印
- ⑤ 軽自動車税納税通知書

2 同一生計者が運転する場合

前述の①～⑤に加え、福祉給付課障がい福祉係で交付される生計同一証明書が必要です。

3 常時介護者が運転する場合

前述の①～⑤に加え、福祉給付課障がい福祉係で交付される常時介護証明書が必要です。

※常時介護者とは、身体障がい者等のみで世帯が構成され、かつ、世帯全員が免除等級に該当する場合のみ対象となります。

休日納税相談窓口を開設します！

市税の納付について相談したいが、平日は仕事などの都合で時間が取れない方のために、月に一度、日曜日に納税相談日を設けています。

ご相談予定のある方は、事前に納税課までお問い合わせください。

日 5月18日(日)

時 午前9時～午後5時

所 納税課窓口(市役所2階)

対 市県民税、固定資産税、軽自動車税

問 納税課 ☎876-1234
(内線2315・2319)

軽自動車税の納期限は6月2日(月)です。忘れずに納めましょう！



平成26年度住民税のお知らせ

給与から住民税を引き落とされる方(特別徴収)には、お勤め先へ税額の決定通知書を5月中旬に送付します。

また個人で納付していただく方(普通徴収)および公的年金から住民税を引き落としされる方(年金特別徴収)には「平成26年度市民税・県民税納税通知書」を6月初旬に発送します。

住民税は所得税と異なり、所得があった翌年に課税されるしくみとなっていますので、納付時の所得状況にかかわらず納付していただくことが原則です。ただし、災害や疾病等の特別な事情により納付が困難と認められる場合には、申請により減額・免除されることがあります。

詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

ご協力ありがとうございました

去る平成26年度市民税・県民税兼国民健康保険税申告では、ご多忙にもかかわらずの住民の皆さまにお越しいただき、ありがとうございました。

住民税申告は職員による立会いが原則になっているため、番号札を配布することで対応しましたが、混雑時には1時間以上お待たせすることもあり、ご不便、ご面倒をおかけいたしました。

なお、平成26年度申告は3月17日で一旦締め切っていますが、都合により申告できなかった皆さまには6月以降再度受付を行いますので、今しばらくお待ちください。